

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ⑤

自筆遺言の書き方

行政書士
ファイナンシャルプランナー

森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

自筆証書遺言のサンプル

遺言書

私の全ての遺産を妻花子に相続させる

平成〇〇年 〇月 〇日

東京都世田谷区〇〇〇五丁目〇番〇号

甲野 乙太郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生まれ

Copyright Y's Office

Y's

財産表示例

預貯金

①株式会社〇〇銀行〇〇支店 普通預金
口座番号 1 2 3 4 5 6 7 8 番

②株式会社〇〇銀行〇〇支店 外貨定期預金
口座番号 9 8 7 6 5 4 3 2 番

不動産（土地）

所在 東京都世田谷区〇〇〇 〇丁目
地番 〇番
地目 宅地
地積 100.80㎡

不動産（建物）

所在 東京都世田谷区〇〇〇 〇丁目〇番地
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建て
床面積 1階 40.20㎡ 2階 35.02㎡

Copyright Y's Office

Y's

財産の種類

財産目録

プラスの財産

預貯金
不動産
有価証券（株式・社債等）
動産（家具・什器・書画・骨董・貴金属）
自動車
電話加入権
売掛金債権
裁判上の損害賠償請求権
特許権・実用新案権・意匠権・商標権
生命保険
死亡退職金

マイナスの財産

債務（借入金・支払手形など）
公租公課（未納の税金）
保証債務（他人の保証人）

Copyright Y's Office

Y's

自筆証書遺言

15歳になれば一人で書ける

- 注意** ①遺言の全文を自書
②日付
③押印

パソコンや録音等は不可
日付は特定できることが必要
単独で書く必要がある

自由に撤回することができる
書きもらしがあると大変
マイナスの財産を忘れがち

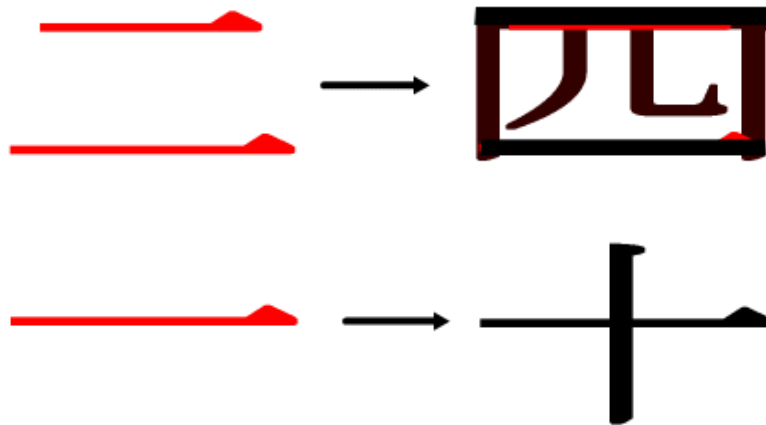
Copyright Y's Office

Y's

金額の書き方

改ざんを防ぐため、数字の1, 2, 3、単位は多角文字で

1と一 = 壹 2と二 = 弐 3と三 = 参
10と十 = 拾 100 = 百 1000 = 千



Copyright Y's Office

Y's

金額の書き方例

横書き例

1 2 5 万円
= 壹百貳拾五万円

3 5 5, 0 0 0 円
= 参拾五万五千円

縦書き例

三
五
五
〇
〇
〇
円

||
参拾五万五千円

一
二
五
万
円

||
壹百貳拾五万円

Copyright Y's Office

Y's

講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当
都内の金融機関に転職 法人融資担当
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当
都内にてコンサルティング業務開始
相続・遺言相談・離婚相談
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引主任者
認定キャリアコンサルタント

LEC東京リーガルマインド専任講師
全国商店街支援センターアドバイザー
神奈川県 専門相談員
相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>
info@ysoffice.jp

Copyright Y's Office

Y's

ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の
専門家へ相談、確認をお願いいたします。